

そのべ訪問看護ステーション  
訪問看護・訪問リハビリテーション

ご案内

ご相談窓口

そのべ訪問看護ステーション  
TEL 0771-63-2903  
担当 安井有里(看護師)

園部病院 リハビリテーション部  
TEL 0771-62-0515  
担当 大沼俊博・楠貴光(理学療法士)

## そのべ訪問看護ステーションについて

かかりつけの医師の指示のもと、看護師による訪問看護サービスや理学療法士による訪問リハビリテーションをご提供させていただく事業所です。

## ご利用方法

かかりつけの医師やケアマネージャーにご相談ください。

直接、当ステーションへのご相談もお気軽にどうぞ。

開始にあたっては医師の指示書が必要になります。

# ご利用の対象者

## ＜介護保険利用の場合＞

要支援1、2、又は要介護1～5までの認定を受けられている方

## ＜医療保険で対応の場合＞

1. 要支援・要介護者のうち
  - ・末期がんへの訪問看護
  - ・厚生労働大臣が定める疾病など(※)
  - ・急性憎悪期(14日間以内)
2. 非該当者  
要支援・要介護に該当しない方
3. 精神科訪問看護
4. 40歳までの医療保険加入者と家族

※厚生労働大臣が定める疾病など

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患〔進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)〕、多系統委縮症(線条体黒質変形症・オリブ橋小脳委縮症・シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷及び人工呼吸器を使用している状態

# 訪問看護の内容について ①

## ■ 身体観察・健康相談

- ◎ 血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定
- ◎ 病気の観察と助言
- ◎ 心の健康と相談
- ◎ 食事指導
- ◎ 環境整備

## ■ 日常生活の看護

- ◎ 身体清拭・洗髪・爪切りなど  
清潔のお世話
- ◎ 入浴のお手伝い
- ◎ 食事・排泄のお世話
- ◎ 寝たきり・床ずれ予防のお世話

## ■ 医師の指示による医療処置

- ◎ 床ずれなどの処置
- ◎ 留置カテーテルなどチューブ類の管理
- ◎ お薬の相談
- ◎ 医師の指示による処置

## 訪問看護の内容について ②

### ■認知症の看護

- ◎認知症の介護相談
- ◎悪化防止・事故防止の助言

### ■その他

- ◎ご家族や介護者の心配、悩み相談
- ◎他のサービス制度のご紹介
- ◎介護用品の利用相談
- ◎住宅改善の相談など

## 訪問リハビリテーションの内容について

### ■リハビリテーション

脳血管疾患・整形外科疾患・神経難病・内科系疾患、末期がんの緩和ケアリハなど、あらゆる患者様のご希望にお応え致します。

- ◎関節の運動
- ◎筋力低下予防の運動
- ◎日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの練習

## 各保険別の負担額

g		その他の負担
介護保険	費用の1割を負担	・支給限度額を超えるサービス(訪問回数増など)、 保険給付対象外サービスは全額負担
高齢受給者	費用の1割を負担 (現役並み所得者3割)	・一定時間を超えるサービス、休日や時間外のサービス差額を負担  ・交通費、死後の処置は実費を負担
後期高齢者	費用の1割を負担 (現役並み所得者3割)	
健康保険	費用の3割を負担	
国民健康保険	費用の3割を負担	

## 各保険別の負担額

要支援1～2、要介護1～5

加算

〔20分未満〕

費用の1割を負担

- ・早朝(6～8時)と夜間(18～22時)は25%

〔30分未満〕

費用の1割を負担  
(現役並み所得者3割)

- ・深夜(22～6時)は50%
- ・緊急時訪問看護加算は月1回540単位

〔30分以上  
1時間未満〕

費用の1割を負担  
(現役並み所得者3割)

- ・特別管理加算は月1回500単位又は250単位
- ・ターミナル加算2000単位

〔1時間以上  
1時間半〕

費用の3割を負担

※准看護は90/100で算定